

議会第7号

新発田市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

新発田市議会議員定数条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び新発田市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年10月6日

提出者 新発田市議会議員

五十嵐 良一

宮 崎 光 夫

宮 野 清 隆

高 橋 茂

小 柳 はじめ

阿 部 聰

加 藤 和 雄

宮 村 幸 男

長 島 徹

中 村 こ う

板 倉 久 德

渡 邊 喜 夫

賛成者 新発田市議会議員

小坂博司

新発田市議会議長 湯浅 佐太郎 様

新発田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

新発田市議会議員定数条例（平成12年新発田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

本則中「25人」を「23人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新発田市議会議員定数条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される新発田市議会議員の一般選挙から適用する。